

○熊本市交通遺児援助金給付規則〔生活安全課〕

昭和48年4月14日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市交通遺児援助基金条例（昭和48年条例第1号）に基づく交通遺児援助金（以下「援助金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平19規則48・全改)

(用語の定義)

第2条 この規則において「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両、同項第13号に規定する路面電車、汽車、船舶、航空機その他の交通機関による事故により人の生命又は身体が害されたことをいう。

2 この規則において「交通遺児」とは、次の各号のいずれかに該当する学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

(1) 交通事故により父又は母（父及び母が既に死亡し、父及び母以外の者に養育されているときは、当該養育している者を含む。次号において同じ。）と死別したもの

(2) 交通事故により父又は母が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の第2級以上に該当する後遺障害の状態となったもの

(平14規則72・平19規則48・平19規則89・一部改正)

(援助金の給付方法)

第3条 援助金の給付は、次のいずれかの方法で行う。

(1) 就学援助金の支給

(2) 教育用品等の支給

(平19規則48・追加)

(就学援助金の支給要件)

第4条 就学援助金は、次に掲げる要件を備える交通遺児に対して支給する。

(1) 熊本市住民基本台帳に記録され、かつ、本市に現に居住している者であること。

(2) 学校教育法第17条第1項に規定する学校（以下「小学校等」という。）に入学した者若しくは同条第2項に規定する学校（以下「中学校等」という。）に進学した者又は中学校等の第3学年に在学している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、交通遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助金を支給しない。

(1) 父又は母が交通遺児を伴って再婚（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）しているとき。

(2) 養子縁組により両親がそろっているとき。

（昭49規則7・昭51規則2・平14規則72・一部改正、平19規則48・旧第3条繰下・一部改正、平19規則89・平28規則106・令7規則13・一部改正）

（就学援助金の支給）

第5条 就学援助金は、1人50,000円以内で市長が定める額を支給するものとする。

2 前項の就学援助金の支給時期は、小学校等に入学し、若しくは中学校等に進学した年度又は中学校等の第3学年に在学している年度の4月1日から翌年度の5月末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めた者については、就学援助金の支給時期を変更することができる。

（平19規則48・追加、令7規則13・一部改正）

（就学援助金の支給申請）

第6条 就学援助金の支給を受けようとする交通遺児の保護者（以下「申請者」という。）は、熊本市交通遺児就学援助金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、当該遺児の在学する小学校等又は中学校等の校長を経て市長に提出しなければならない。

(1) 自動車安全運転センターの証明する交通事故証明書又はこれに代わるべき書類

(2) 交通遺児の属する世帯全員の住民票の写し

(3) 戸籍謄本

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が同項第1号から第3号までに規定する書類に関する調査に同意をした場合は、これらの書類の提出を省略することができる。

3 第1項に定める申請書の提出期間は、小学校等に入学し、若しくは中学校等に進学した年度又は中学校等の第3学年に在学している年度の4月1日から3月末日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（昭49規則7・昭51規則2・一部改正、平19規則48・旧第5条繰下・一部改正、平19規則89・平28規則106・令7規則13・一部改正）

（就学援助金の審査及び決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、必要な事項を調査し、又は審査し、就学援助金の支給の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、熊本市交通遺児就学援助金支給決定通知書又は熊本市交通遺児就学援助金支給申請却下通知書を当該申請に係る交通遺児の在学する小学校等又は中学校等の校長を経て申請者に交付するものとする。

(平19規則89・全改、令7規則13・一部改正)

(就学援助金の受領)

第8条 申請者が就学援助金を受領しようとするときは、前条第2項に定める支給決定通知書を提示しなければならない。

(平19規則48・旧第7条繰下、平19規則89・一部改正)

(就学援助金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により就学援助金の支給を受けた者がいるときは、当該不正行為により支給を受けた就学援助金の全額を返還させることができる。

(平19規則48・旧第8条繰下・一部改正)

(教育用品等の支給)

第10条 教育用品等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平19規則48・追加)

(書類の様式等)

第11条 この規則の規定により使用する書類(第6条第1項各号に規定するものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(令7規則13・追加)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平19規則48・旧第9条繰下、令7規則13・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年3月15日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年2月14日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年2月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月4日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年5月29日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日規則第38号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月31日規則第89号）

（施行期日）

- 1 この規則中第2条第2項及び第4条第1項の改正規定は公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日のいずれか遅い日から、その他の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第6条及び第7条の規定は、平成20年4月1日以後に熊本市交通遺児就学援助金の支給申請を行った者から適用し、同日前に支給申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月19日規則第7号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月28日規則第106号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月14日規則第56号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日規則第13号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

